

発行所
長野県保険医協会
〒380-0928 長野市若里 1-5-26
電話 026-226-0086
FAX 026-226-8698
E-mail office@nagano-hok.com
年間購読料 3,600 円
会員の購読料は会費に含まれています



2026 年（令和 8 年）2 月 5 日
No.540 （毎月 1 回 5 日発行）
（1990 年 6 月 22 日第三種郵便物認可）
主な記事
個別指導指摘事項（医科）… 2 面、個別指導指摘事項（歯科）… 3 面、保険かわら版 / 歯科金属価格改定 / 共済だより… 4 面

2026 年度診療報酬改定 個別改定項目示される

2026 年度診療報酬改定に向け中央社会保険医療協議会（中医協）では議論が続けられている。1 月 14 日の中医協総会では、「これまでの議論の整理」が了承され、1 月 21 日にかけてパブリックコメントを募集、1 月 23 日に個別改定項目（いわゆる短冊）として告示、通知の改定案を示した。今号では短冊より特徴的な内容などを紹介する。短冊は改定案のため今後の議論で変更される可能性があるので留意されたい。

医科・歯科共通

物件費の高騰を踏まえた対応

2024 年度診療報酬改定以降の物価高騰への対応として、初・再診料、入院基本料等の引き上げを行う。また、2026 年度及び 2027 年度の物価上昇に対応するため、物価対応料を新設する。

賃上げに向けた評価の見直し

ベースアップ評価料について、対象となる職員と評価の見直しがされる。1 月 14 日の総会では、40 歳未満の勤務医師・歯科医師、事務職員も対象

とすること、届出書類の簡略化などが提案されている。

また、継続的に賃上げしている医療機関と、そうでない医療機関で点数に差をつけることが示された。

医科

生活習慣病管理料の見直し

生活習慣病管理料（Ⅱ）について、これまで併算定できなかった悪性腫瘍特異物質治療管理料、傷病手当金意見書交付料等が併算定できるようになる。

管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）では、これまで糖尿病が主病の患者に対し在宅自己注射指導管理料を算定する場合は、使用する注射薬に関わらず併算定できなかったが、自己注射の薬剤が糖尿病に対する薬剤以外であれば併算定が可能とされる。また、患者及び医療機関の負担軽減として療養計画書の患者の署名が不要とされる。

そのほか、眼科、歯科医療機関と連携を行った場合の評価として眼科医療機関連携強化加算、歯科医療機関連携強化加算の新設、管理料（Ⅰ）については必要な血液検査を少なくとも 6 月に 1 回以上行うことが要件化される。

ベースアップ評価料を届け出ている医療機関は、 補助金の申請をお忘れなく【2/27 締切】

2025 年 7 月より受付開始された「生産性向上・職場環境整備等支援事業」は、2025 年 3 月 31 日時点でベースアップ評価料を届け出ている医療機関に対し、設備導入や賃上げに要する経費を補助するもの。口座振込依頼書と申請・実績報告に係る書類の 2 点を

添付し申請する。2 月 27 日が申請締切のため、未申請の医療機関は忘れずに申請されたい。

2025 年度補正予算の「医療・介護支援パッケージ」についても、県から要綱が発出され次第本紙にて案内する。

在医総管、施設総管の見直し

「月 2 回以上訪問診療を行っている場合（難病等を除く）」の算定が制限される。「月 2 回以上の訪問診療を行う患者数に占める末期の悪性腫瘍、難病等の患者が一定割合以上である」又は「月 2 回以上訪問診療を行う患者数が一定数未満である」場合を除き月 2 回以上訪問診療を行った場合でも月 1 回訪問診療を行った場合と同じ点数を算定することとなる。短冊では一定割合、一定数の具体的な数値については示されていない。

歯科

歯管、小機能、口機能の見直し

歯科疾患管理料について、初診月の減算要件が削除され、初診月でも減算せずに算定できるようになる。

小児口腔機能管理料が再編される。従来の評価項目の 3 項目以上に該当する小児に対しては管理料 1 を、評価項目が 2 項目該当する小児に対しては管理料 2 が算定できるようになる。

口腔機能管理料も再編され、咬合力低下等従来の患者に対しては管理料 1 を、管理料 1 の対象とならない口腔機能低下症の患者に対しては管理料 2 が算定できるようになる。

義管の算定単位の見直し

新製有床義歯管理料の算定単位が 1 口腔単位から 1 装置単位に見直される。また、義管と歯リハ 1 の患者への説明内容が整理され、義管を算定した月と同月に義歯の調整または指導を行った場合は、同日であっても歯リハ 1 を算定できるようになる。

かかりつけ医機能報告制度始まる

病院・医科診療所に報告義務

医療法改正に伴い、2025 年 4 月 1 日に、病院および診療所（歯科医療機関、特定機能病院を除く）に対する、「かかりつけ医機能報告」の義務化が施行された。

初回となる 2025 年度の報告期間は 2026 年 1 月 19 日から 2 月 27 日まで。原則、医療機能等情報支援システム

（G-MIS）で報告することとされているが、希望する場合は書面での報告も可能。医科開業医会員には、本紙に制度の概要等をまとめた別途資料を同封している。そのほか報告方法等について詳細は長野県のホームページを参照されたい。



第 47 回 定期総会のお知らせ

長野県保険医協会第 47 回定期総会を 3 月 8 日（日）に開催します。議案書、委任状は 2 月中旬頃に各会員へ発送します。多くの先生方のご参加をお待ちしています。出席が難しい先生におかれましては、委任状の提出をお願いします。

日 時：3 月 8 日（日） いずれも参加費無料、要申込。

総会議事 13：15 ～ 14：45

記念講演 15：00 ～ 17：00

講 師：鈴木 宣弘氏（東京大学大学院 農学生命科学研究科特任教授）

テーマ：「世界で最初に飢えるのは日本 ～食の安全保障をどう守るか～」

懇 親 会 17：15 ～

会 場：松本アルピコプラザホテル、Zoom ウェビナー



講演会申込



保険医協会に加入をしたのは今から 41 年前に遡る。医師 6 年目であったが保険医年金と保険医生命保険の必要性を教えられ、勤務医として加入したことを覚えている。協会が保険医と国民医療を守る視点で活動をしていることも重要な加入動機であった。◆その後日本はバブル崩壊で経済は低迷し、一方低医療費政策が導入され、国民の医療費窓口負担や保険料負担は増加の一途をたどった。また今日、マイナ保険証の導入と従来の保険証発行停止や、OTC 類似薬の保険外し、高額療養費限度額引き上げなどの受診抑制の政策がさらに進もうとしている。そのような中、保険医協会と全国保険医団体連合会は、低医療費政策に反対する立場を明確にし、反核平和運動もすすめ、多くの医師の賛同を得ている。◆しかし長野県保険医協会の会員数はこの間減少に転じている。特に歯科開業医会員と医科勤務医会員の減少が顕著だ。前者は低歯科医療費政策による歯科医院の「大閉院時代」が危惧される。後者は勤務医に保険医協会の存在を周知する活動ができていないためではないかと考えられる。加入によるプラス面を知らされていないまま経過しているのではないかと。◆熊本県は人口 170 万人弱と長野県より少ないが熊本協会勤務医会員数は長野県の 10 倍になっている。研修医会員には会費免除も配慮されている。研修医時代に保険医協会の存在を知ってもらったことが肝要であることを示している。協会を大きくすることが医師のキャリア土台作りに役立ち、低医療費政策を変えることにつながると考えたい。（H・H）